

第3回 鈴鹿市景観審議会専門部会 議事要約書

- 1 日時：令和5年8月2日（水）10時00分から11時15分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館12階 1205会議室
- 3 出席者：
（景観審議会専門部会員）
岡本肇（会長）、打田真介、木下誠一、森日出子
（欠席）
大野研
（事務局）
都市計画課長 齋藤 鎮伸
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規
- 4 議題等：
（1）鈴鹿市景観計画の改定素案について
（2）太陽光発電施設への対応について
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍聴者：0名
- 7 議事録署名人：打田委員、木下委員
- 8 配布資料：第3回鈴鹿市景観審議会専門部会 事項書
第3回鈴鹿市景観審議会専門部会 議案書
第3回鈴鹿市景観審議会専門部会 出席者名簿
鈴鹿市景観計画の遵守事項の適用除外に関する要領（案）
- 9 審議会の内容（要約）

事務局（課長）

定刻になりましたので、只今から第3回鈴鹿市景観審議会専門部会を開催します。最初にお手元に配布した資料の確認をお願いします。

- ・第3回鈴鹿市景観審議会専門部会 事項書
- ・第3回鈴鹿市景観審議会専門部会 議案書
- ・第3回鈴鹿市景観審議会専門部会 出席者名簿
- ・鈴鹿市景観計画の遵守事項の適用除外に関する要領（案）の4点ですが、過不足等があったら事務局までお願いします。

それでは、本会議の議長は、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第5条第2項の規定により、岡本会長にお願いします。なお、本専門部会は議事録作成のため、会議を録音します。それでは岡本会長、議事進行をお願いします。

議長（会長）

それでは規定により私が議長を務めます。本日は専門部会委員数5名中4名の委員に出席をいただき、過半数に達しているので、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第6条第2項の規定により、専門部会は成立していることを報告します。なお、本日の傍聴者はいません。

議事に先立ち、鈴鹿市景観審議会規則第6条に基づき、議事録署名人を2名指名します。本日の議事録署名人は打田委員と木下委員になります。

それでは、お手元の事項書に基づき、議事を進めます。議題（1）鈴鹿市景観計画の改定素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題（1）鈴鹿市景観計画の改定素案について説明します。

最初に、前回までの振返りをします。鈴鹿市では、平成22年に景観に関する総合的な計画である鈴鹿市景観計画を策定し、運用しています。この景観計画ですが、令和5年度に計画期間の満了を迎えることから、景観計画の改定について専門的に議論を行うために、鈴鹿市景観審議会専門部会を立ち上げ、これまでに2回会議を開催して、議論を重ねてきました。

令和4年8月に開催した第1回鈴鹿市景観審議会専門部会では、鈴鹿市景観計画の概要を説明するとともに、市街化調整区域の緑化や建築物の色彩の変更など、現在鈴鹿市が抱えている景観上の問題点を説明し、景観計画の改定方針の骨子について議論しました。

令和4年11月に開催した第2回鈴鹿市景観審議会専門部会では、第1回会議で議論した改定方針を基に6つの改定の柱を設定し、それぞれの項目に対し、改定の検討方針を定めました。

第2回専門部会以降は、これらの検討方針に基づいて、先進事例の調査や市民アンケートなどによる情報収集、庁内調整や協議などを行い、改定作業を進めてきました。

その結果、現行の景観計画をベースにしなが、修正が必要な箇所に適宜その内容を反映し、改定素案を作成しました。本日は皆様から素案に対して意見をいただきたいと考えています。

それでは、景観計画の素案の主な変更点を説明します。改定の柱に定めた6つの項目のうち、①全体を通しての検討、③市街化調整区域の緑化の検討、④建築物の色彩の変更の検討について説明します。なお、⑤歴史的まちなみ保全の検討と⑥新しい観点での景観の検討の内容については、変更が必要な箇所が多くなかったことから、説明を省略します。また、②太陽光発電施設の内容は、今回の改定において、特に重点的な内容であることから、議題（2）として、別途説明の

機会を設けます。

議案書に、改定素案（変更箇所朱書き）と新旧対照表を添付しているので確認ください。

まず①全体を通しての検討のうち、関連計画の内容について説明します。素案 10、11 ページをご覧ください。こちらは景観計画の関連計画のページですが、現在、上位計画である鈴鹿市総合計画、鈴鹿市都市マスタープラン、今回から関連計画として位置付ける予定の鈴鹿市空家等対策計画が改定作業を進めているので、改定内容の情報を収集しています。

また、現在関連計画として位置付けている鈴鹿市観光振興方針は、令和 5 年度をもって計画期間が終了し、内容の一部を総合計画に盛り込むことで廃止する予定と聞いています。これら関連計画の改定経過に注視して、景観計画へ適切に内容を反映していきたいと思えます。

続いて、③市街化調整区域の緑化の検討に関する内容についてです。現在、鈴鹿市では、建築物を新築する場合、敷地の 5%以上の緑化を遵守事項として求めています。例えば、緑の多い市街化調整区域で農地転用を行った土地においても、再度緑化を求めなければならないなど、制度を運用する上で問題が生じていると説明してきました。今回の景観計画の改正において、課題を解消するため、過去の届出状況の調査、市街化区域と市街化調整区域の農地面積の現状確認、農業委員会との農地のあり方の協議などを行ってきました。その結果、農業委員会として優良な農地を保存していきたい、市街化区域はそれ以外の区域（市街化調整区域、都市計画区域外）に比べ農地が少ない状況である、市街化調整区域においてほぼ毎年農地転用を伴う建築物の新築の実績がある、ということが確認できました。この確認事項を基に、課題解決に向けた対策を検討した結果、

- ・農地転用は最小限にとどめる
 - ・市街化区域は引き続き緑化を求めていくが、緑の多い市街化調整区域、都市計画区域外では緑化のあり方を再検討する
 - ・新しい制度運用を行った際にも、緑化の効果が一定程度見込まれる
- という考えに基づいて、対策を考えました。

素案の 40 ページと当日資料（鈴鹿市景観計画の遵守事項の適用除外に関する要領）に、対応策を記載しているので確認ください。課題の解消のため、今回の改定において、緑化の遵守事項の内容に「ただし、市街化区域外での行為において、市長が認めた場合はこの限りではない。」という一文を追加し、市長の裁量において緑化に関する遵守事項を外すことが出来るように変更を行いました。

なお、遵守事項の取扱いについて、統一した判断で事務処理を行っていくよう「鈴鹿市景観計画の遵守事項の適用除外に関する要領」を作成し、その中で

- ・市街化区域外での行為であること。

- ・農地転用許可を受けて行う行為であること
- ・現在農地として適切に使用されている土地であること

という条件を全て満たした場合において遵守事項を外すことが出来るように規定しています。

続いて、④建築物の色彩の変更に関する内容についてです。鈴鹿市では周辺景観への影響の大きさから、アクセント色と呼ばれる彩度の高い色は壁面の10%までしか使用できないという制限を掛けています。

また色の塗替えを行う際は、壁面の1/2(=50%)までの塗替えは軽微な行為として届出を不要としています。そのため、現行の制度では、最大で壁面の60%(当初10%+塗替え50%)までは届出を行うことなくアクセント色を用いた色の塗替えを行うことができってしまう、ということの問題提起しました。

今回の景観計画の改正において課題を解消するために、鈴鹿市の届出制度における制度設計の背景、県内の景観行政団体の制度の調査、過去の届出対象を確認することによる建築物の色彩に対する社会ニーズ等の把握などを行ってきました。その結果、色彩は景観計画に遵守事項として定めており、新築時において色彩を規制しているため、塗替えの際はある程度の規模までは届出対象としなくてもコントロールができると考えていた、色の塗替えの届出対象規模について、鈴鹿市と同じ基準は1団体のみで、他の団体は届出対象を小さく設定することで行為を確認している、屋外広告物に該当するものは届出対象としていないため、積極的にアクセント色を用いたいというニーズは少ないということが確認できました。この確認事項を基に、課題解決に向けた対策を検討した結果、

- ・性善説に立って制度設計されているため制度上の瑕疵について対応を考える必要がある

- ・届出対象の規模と範囲を再考する必要がある

- ・アクセント色の使用について積極的に緩和を考える必要はない

という考えに基づいて対策を考えました。

素案の37ページに対応策を記載しているので確認ください。今回の改定において、届出の対象から除外する行為の規定に変更を行い、壁面の1/2までの色の塗替えは届出を除外するという制度を残しながら、アクセント色を用いる場合は、この除外規定の対象から外すという変更を行いました。現行の制度を残すことで届出者側の手続きを煩雑にせず、アクセント色を用いた色の塗替えに対して景観的な指導を行えるようになります。課題となる行為にスポットを当て、そこに限定した対策を行うことで、改正後の制度運用に混乱が生じない様に配慮しました。

なお、今説明してきた内容のほかにも、6つの改定の柱の内容に準じ、必要な箇所に加えて素案を作成したので、意見をいただければと思います。以上で、議題(1)鈴鹿市景観計画の改定素案についての説明を終わります。

議長（会長）

質問，意見ありましたら発言をお願いします。

打田委員

5%の緑化について，市街化調整区域などの農地に囲まれた住宅などが緑化の対象から外れるということか。

事務局

現在の制度では建築面積1,000㎡を超える建築物を対象としているので，市街化調整区域に建築される分家住宅や農家住宅は緑化の対象となっていません。今回の緑化の緩和については，市街化調整区域で農地転用を行い建築される工場などが対象になります。

木下委員

景観計画においてアクセント色の定義はあるか。

事務局

景観計画においては，暖色系の色相（R, YR, Y）の場合は彩度6，それ以外の色相の場合は彩度2を上回るものをアクセント色としています。これらの色については，見付面積の10%までは使用できるようになっています。

木下委員

壁面の塗替えについては50%までは届出不要ということだが，塗替えを行わない残りの50%は基準内に収まっているのか。

また，色彩の変更の際に届出がされるという保証はあるのか。

事務局

現在の制度では，新築時に届出のあったものはアクセント色が10%以内であることの確認をしているため，新築時にはアクセント色が10%以内に抑えられていると考えます。その後，塗替えを行う際は，届出対象規模である見付面積の50%を超える塗替えであれば届出が必要です。それ以下の割合の塗替えであれば，市に届出をすることなく塗替えを行うことが出来るので，市が知らないうちに60%まではアクセント色を使った塗替えが出来てしまうという制度上の瑕疵が存在します。今後は50%以上の塗替えを届出対象規模とすることは維持しつつ，アクセント色を用いる塗替えについては割合関係なく届け出てもらい，塗替え後もアクセント色が10%以内を維持できるようにしていきます。

議長（会長）

塗替えの際に届出が必要になるという周知はどのように行っているのか。

事務局

景観計画はホームページに掲載していますし、窓口での対応ではパンフレットを用意して届出対象を周知しています。

議長（会長）

制度を知らずに塗替えをしてしまうことはないのか。無届で塗替えが行われてしまった際に、市が気付けるか疑問である。

事務局

無届で行為が行われてしまうことはあると思います。建築当初の届出は、建築会社や設計士が景観法に基づく手続きを行いますし、不動産業を営んでみえる方だと、重要事項説明書などに景観計画の内容を記載したりしますので、ある程度周知は出来ていると考えています。一方、色の塗替えについては、施主が塗装業者等に直接発注を行うということもあり、そこへの周知は十分でないと考えています。今後は市報等を通じて、一般市民などに対しても景観計画の周知・啓発を行っていこうと考えています。ただ、彩度の高い色の塗替えは戸建て住宅に多いですが、戸建て住宅などの規模の小さいものはもともと届出対象としていません。市外の案件になりますが、色の塗替えで裁判沙汰になっている事例もありますので、市民から苦情などがあれば、景観計画の趣旨などを説明していますが、現行制度では、戸建て住宅は届出対象にせず、景観への影響の大きい建築面積の大きなものを対象としています。

森委員

届出をせずに行為をしてしまった場合、特に悪質だった場合などに罰則はあるのか。

事務局

色彩に関する遵守事項が守られなかった場合、変更命令を行うことができ、それ以外の場合には行政指導を行うこととなります。

森委員

塗直しをさせるということは出来ないのか。

事務局

対象が届出対象規模であればいうことは出来ます。それ以下の規模のものは行政指導を行っていくこととなります。

議長（会長）

意見が出尽くしたようですので、次の議題に進みます。議題（２）太陽光発電施設への対応について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題（２）太陽光発電施設への対応について説明します。この項目は、景観計画の６つの改定の柱に定められている内容で、世間の関心が高い事項であり、今回の景観計画の改定の中でも重要な事項となるため、市民アンケートや庁内検討委員会へのアンケートを実施し、その対応を検討してきました。

議案書の資料１に、都市マスタープランの改定を進める中で実施した市民アンケートの結果を添付しています。このアンケートにおいて、後世に残したい景観と良くないと思う景観という景観に関する質問を設け、市民の意向調査を行いました。両設問とも１人５項目まで選択可としています。後世に残したい景観の上位３件は、全て自然的景観に関連する事項となっており、良くないと思う景観についても、１位と３位は、自然的景観を損なうことに起因するものでした。アンケート結果から、多くの市民が自然的景観を大切にしていることが分かります。

また、資料２に鈴鹿市景観計画等庁内検討委員会に対して行った太陽光発電施設等に対するアンケート結果を添付しています。庁内検討委員会に実施したアンケートにおいても、太陽光発電事業推進に対し、複数のメリットがあげられる一方、景観の悪化をデメリットとして挙げる部署がいくつもありました。

市民意向や庁内関係各課の意見に加え、専門部会の皆さまからも太陽光発電施設に対しては様々な意見があったことから、良好な景観の形成に向けて、現状よりさらに一歩進んだ景観誘導の施策を掛けていくことが望ましいと考えました。

そこで、太陽光発電施設に対する新たな施策を検討するために、庁内関係各課から、太陽光発電施設に対して景観誘導の施策を展開する際に留意すべき点について聞き取りを行いました。その結果、

- ・発電を阻害しないこと
- ・周辺の自然環境や生活環境に十分配慮すること
- ・周辺農地等の営農に支障がないこと
- ・隣地への反射光，熱対策に配慮すること
- ・景観へ配慮すること（目隠し柵の設置等）
- ・樹木の過剰伐採をやめさせる

・買い取り事業後の施設撤去の担保

という意見が提出されました。この意見を参考に、景観計画において対応が可能な事項を検討し、3つの施策を太陽光発電施設に対する新たな景観施策として展開していこうと考えました。

対応1として、届出対象行為に「木竹の伐採」を追加します。市民が大切にしている自然景観を守ることを目的として、「木を切る」という行為を届出対象にすることで景観誘導を掛けていきます。対応2は、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの作成です。太陽光発電施設を設置する際の基準等を視覚化し、良好な景観形成を促していきます。対応3は、太陽光発電施設に関する景観協議の追加です。届出があった行為に対し、ガイドラインに適合するかの確認を行うための施策になります。それぞれについて、詳しく説明します。

まず、対応1についてです。現在本市では、木竹の植栽又は伐採を届出対象行為として定めていませんが、新たにこの行為を景観法を根拠とした届出対象行為に追加することにより、景観誘導を掛けていくこととします。市民の意見から、鈴鹿山脈などの山並みを大事にしたい、という思いを汲み取ることができ、また、カーボンニュートラルを進める環境部局も、樹木を伐採してまで太陽光発電施設を設置することは本末転倒で適切な対応ではないと言っていることから、自然景観を守っていくために「木を切る」という行為に景観的な指導を行えるようにするものです。なお、県内の景観行政団体としては、亀山市がこちらの行為を届出対象行為としています。

続いて対応2は、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの新設です。資料3にガイドライン案を添付しています。このようなガイドラインは、県内の景観行政団体において、三重県、松阪市、伊勢市、志摩市、亀山市の5団体が策定しています。努力義務的な指針にはなりますが、市が考える良好な景観を保全するための基準等を視覚化し、太陽光発電施設を設置する際に良好な景観形成を促していきます。

ガイドラインでは、共通事項のほか、地上に設置する場合、建築物に設置する場合に分け、それぞれに対して太陽光発電施設の適切な施設設置の基準を設けました。

共通事項では施設の高さやパネルの角度などの基準を定めています。地上に設置する場合は、高さを3m以下とすることやパネルの角度は概ね30°以下とすることなど、圧迫感の軽減や周辺環境への配慮を促しています。

建築物へ設置する際には、屋根形状によってそれぞれ基準を定めており、勾配屋根に設置する場合は、パネルの最上部が建築物の最上部を越えないようにする、ビルなどの陸屋根に設置する場合は、高さや角度を抑えルーバー等で目立たせない様な配慮を行う、といった基準を設け、主に近景からの景観への配慮を求める

ようにしています。

地上に設置する場合には、施設の設置位置を敷地境界からセットバックさせることや目隠しとなる施設を敷地境界に設置することによって圧迫感の軽減につながる基準を設けました。形状等については、遠景からの景観保全のための基準として、木竹の伐採面積を必要最小限とすることやパネルを分散させて圧迫感を軽減させる基準を設けて、市民アンケート等で懸念事項として挙がっていた内容への配慮を求めました。また、設置後の維持管理等についても、定期的な施設点検を行い、経年劣化による損傷に対して必要な処置を行うことや太陽光発電施設として使用しなくなった時には、関係法令に基づき適切な廃棄を行うことを定めております。

続いて対応3は、届出時に行う景観協議の際の協議事項の追加です。資料4-1に建築物を新設する際の資料を、資料4-2に土地の形質の変更等を行う際の資料を添付しています。現在、景観法に基づく届出があった際に、景観協議を行い、事業者とともに良好な景観の形成に努めています。この景観協議に、ガイドラインに準じた太陽光発電施設に関する事項を追加することにより、ガイドラインの内容が実践されているかのチェックを行い、太陽光発電施設を設置する際にもこれまでより一步踏み込んだ景観誘導を掛けていきます。以上の3点を太陽光発電施設に対する新たな景観施策として考えています。

続いて、太陽光発電施設への対策前後の景観への影響について説明します。太陽光発電施設は建築物の屋根に設置するものや荒廃地を整地して設置するものなどいろいろな種類がありますが、現在は造成を伴う行為を届出対象行為としています。ただし、これは太陽光発電施設への対策ではなく造成行為の内容を確認するものであり、太陽光発電施設に対しての対策の度合いとしては薄いものでした。

今回説明した対策を行った後では、太陽光発電施設を設置するすべての行為に対して、ガイドライン（対応2）により理想的な太陽光発電施設設置のあり方を示します。また、今まで対策を行っていなかった「木を切る」という行為を届出対象にする（対応1）ことにより、森林等の良好な自然景観の保全を図っていきます。さらに、届出があった行為に対し、ガイドラインに適合するような内容かどうかの協議（対応3）を行います。これら3つの対応を行うことにより、これまでは景観に関してほとんど配慮を求めていなかった太陽光発電施設に対し、色濃く、また幅を広げて景観誘導をかけていこうと考えています。

なお、今回の対策後においても、庁内各課の進める各種施策とのバランスを取りつつ、景観に対する太陽光発電施設のより良いあり方を、引き続き検討していこうと考えています。

最後に今後のスケジュールについて報告します。本日の専門部会では、景観計画の素案と太陽光発電施設への対応について説明しました。本日出た意見を踏ま

えて、景観計画素案を適宜修正し、改定原案を作成します。原案作成後、第2回庁内検討委員会を開催し、庁内調整を行った後、専門部会と景観審議会に対して、計画原案の内容に対する意見をいただこうと考えています。なお、進捗状況によりますが、次回の専門部会は11月上旬を予定しています。その後、パブリックコメントを実施し、計画原案に市民の意見を反映させます。パブコメで出た意見を適宜反映させながら景観計画の最終案を作成し、改めて専門部会と景観審議会に対して提示して最終確認をしていただく予定です。

説明は以上です。

議長（委員長）

質問、意見があったら発言をお願いします。

打田委員

木竹の伐採について、届出対象規模は設定する予定なのか。

事務局

伐採面積が1,000㎡を超える行為を届出対象とする予定です。

木下委員

ガイドラインに好ましい例、好ましくない例として、山間にパネルが設置されている図があるが、パネル周囲を木々で目隠しするのはいいと思うが、山間に太陽光発電施設を設置するとそれが遠方からでも見えるようになってしまい、これは良い景観とは言えない。

山間に設置するのが良いことだと誤解を招く可能性があるので、山のイラストの輪郭線を消してパネルの周囲が木々に囲まれているような図にしてはどうか。

議長（委員長）

私もまったく同感である。山間に太陽光発電施設を設置することを促進しているような図に見える。

事務局

いただいた意見を参考にイラストを修正します。

議長（委員長）

ガイドラインに、地上に設置する場合は3mまでとするとあるが、この数値の根拠はあるのか。

事務局

ガイドラインの作成に当たって、甲州市のガイドラインが鈴鹿市のイメージに一番近かったことから、甲州市のガイドラインを作成のベースにするのに加え、先進自治体が作成したガイドラインにおいて高さの基準として多く採用されていた3mという基準を採用しました。

市内に設置された太陽光発電施設としては2m以下のものが多く、3mを超えるようなものをそれほどありませんでした。

森委員

甲州市以外でも3mという高さを設定している団体はあるのか。

事務局

あります。

森委員

甲州市は少し降雪が多いところではないか。積雪を回避して発電を確保するために施設の高さを高くしなければならないという土地柄もあるのではないか。

事務局

各自治体の気象条件等にまで踏み込んで検討はできていません。各団体の高さ設定の背景を調査し、鈴鹿市内の既設の太陽光発電施設の設置状況などの調査を行い、高さ上限の値について検討します。

議長（委員長）

営農型太陽光発電施設をイメージしての高さ設定ではないか。鈴鹿にも営農型の施設はあるのか。

事務局

あります。市の西部の植木やお茶を栽培しているようなところに多くあり、特に植木は日陰でも育つため、下で生垣等を育てながら、その上で太陽光発電事業を行っているところも多いです。営農型の施設は、構造の基準が厳しく、作物の日照時間を確保するため千鳥格子のような構造で、作業空間を確保するため高さが高いものが多いです。

打田委員

逆に太陽光のパネルが見ないのでいいのではないか。

事務局

パネルは目立ちませんが、柱が多く視認できるようになってしまいます。

議長（委員長）

それは3mに収まっていいのか。

事務局

測ってはいませんが、施設の下で人が作業することから3mを越すものも存在すると思います。

議長（委員長）

今後営農型の太陽光も増えてくる可能性もあるので、通常の太陽光発電施設と営農型の太陽光発電施設とで基準を分けてもいいと思う。

事務局

いただいた意見を参考にガイドラインの内容を再検討します。

打田委員

太陽光発電施設の高さを3m以下にするということに付随して、フェンスや植栽について「見えにくくする」という規定はあるが、具体的な高さは設定しないのか。

事務局

こちらは太陽光発電施設を見えにくくするという趣旨で書かれており、設置状況によりその高さ等は変わってくると思います。色についても、周りに配慮するという形で考えています。

打田委員

「見えにくく」というのが人により変わってくると思う。

事務局

太陽光発電施設は敷地からセットバックさせて設置してくださいとガイドラインに書いていますが、費用対効果をあげるため敷地いっぱい配置計画をする事業者が多い状況です。実際に計画を変更していただけるかは難しいところですが、やはり行政として目立たなくしてほしいという意思是伝えていかなければならないと思っています。

議長（委員長）

木竹の伐採について、事業者としては基準にぎりぎり届かない規模で分散的に作ってやろうという、いわゆる開発許可逃れのようなことをやろうとする事業者は出てこないのか。

事務局

基準にぎりぎり届かない値を狙ってくる事業者はなるべくコストを下げようとしているのだと思いますが、どう見ても一体事業に見えるような行為については、（届出に先立ち行われる）事前相談の際に、事業を合算させた内容に修正してもらいます。一方、事業地を分筆しフェンス等で明確に区切られたりすると、どこを事業地とするかの判断が難しくなります。性善説になりますが、現在、建築物や土地の造成などで基準としている 1,000 m²を一つの基準として、木竹の伐採についても 1,000 m²を超えるものを景観法に基づく届出の対象にしようと考えています。

森委員

ガイドラインの一番最後に「太陽光発電事業が終了したときは、関係法令を遵守し、適切に施設の廃棄を行うこと。」という一文があるが、太陽光発電事業が一般に浸透して 20 年ほど経過する。使わなくなったパネルや事業主不明のパネルが出始めると思うが、実際に困ったケースはあるか。

事務局

現在においてはありません。ただ、行政内でもそのことは懸念しています。景観の施策としてできることは限定されますが、環境部局が先導しながら不法投棄の問題や太陽光パネルに含まれる有害物質が漏れ出た時の周辺環境への対応についての検討を進めております。また経済産業省もこれらの問題の対応に動いていますので、連携を取りつつ、不法行為を防ぐようにしていきます。他部署と連携・協力しながら、事業者に関係法令を遵守して適切な施設廃棄を促していこうと考えています。

森委員

企業が太陽光発電事業を行う場合は恐らく大丈夫だと思うが、個人でやっている場合だと空き家と一緒に適切に相続されず放置されてしまう可能性がある。有害なものが使われている施設であるので、適切な対応をしてほしい。

議長（委員長）

意見出尽くしたようなので、本日の意見を踏まえて事務局には改定作業を進めてもらうこととします。以上で本日の議事は終了したので、進行を事務局へ返します。

幹事（課長）

岡本会長ありがとうございました。今後については、本日いただいた意見を踏まえて素案を修正し、改定原案を作成します。審議いただける状況になったら次回の専門部会を開催したいと考えています。これで本日の専門部会を終わります。ありがとうございました。

上記のとおり、第3回鈴鹿市景観審議会専門部会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 打田 真介【原本は自署】

署名人 木下 誠一【原本は自署】